

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年 8 月 30 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 18 分
会議場所	糸魚川市役所 2 階 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員 (出席 17 名、欠席 2 名)】</p> <p>出席委員：2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番原直治委員、5 番園田岳彦委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、10 番伊藤眞一委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番土沢一男委員、14 番伊藤昭一委員、15 番齋藤清美委員、16 番川合次夫委員、18 番上原スミ子委員、19 番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：1 番藤田一義委員、17 番川内敏夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員 (出席要請無、出席 3 名)】</p> <p>出席委員：8 番伊井一夫委員、12 番小島隆委員、13 番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 20 名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査 (書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	2 番 委員
	3 番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて  
No.13～No.38 26件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて  
No.11～No.14 4件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.19 1件
- 報告第4号 農地の潰廃届について  
No.2 1件
- 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No.802 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3007～No.3009 3件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5029～No.5034 6件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.67 1件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、1番藤田一義委員、17番川内敏夫委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員、13番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、2番片山敏隆委員及び3番大島博委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。                      13番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の2筆474㎡について、住宅敷地になっております。                      14番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆578㎡について、山林になっております。                      15番磯部地区の件ですが、百川地内の9筆2,787.82㎡について、</p>

山林になっております。

16 番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆69㎡について、山林になっております。

17 番磯部地区の件ですが、百川地内の5筆1,952㎡について、山林になっております。

18 番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆426㎡について、山林になっております。

19 番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆409㎡について、山林になっております。

20 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆585㎡について、山林になっております。

21 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆481㎡について、山林になっております。

22 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆1,220㎡について、山林になっております。

23 番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の3筆2,699㎡について、山林になっております。

24 番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の1筆204㎡について、山林になっております。

25 番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の2筆415㎡について、山林になっております。

26 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆1,378㎡について、山林になっております。

27 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の3筆924㎡について、山林になっております。

28 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆1,656㎡について、山林になっております。

29 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆148㎡について、山林になっております。

30 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆333㎡について、山林になっております。

31 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆337㎡について、山林になっております。

	<p>32 番青海地区の件ですが、橋立地内の1筆1,914㎡について、山林になっております。</p> <p>33 番青海地区の件ですが、橋立地内の1筆502㎡について、原野になっております。</p> <p>34 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆485㎡について、駐車場敷地になっております。</p> <p>35 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆641㎡について、駐車場敷地になっております。</p> <p>36 番青海地区の件ですが、上路地内の13筆2,993㎡について、原野になっております。</p> <p>37 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の4筆554㎡について、山林になっております。</p> <p>38 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆957㎡について、山林になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>11 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆1,299㎡について、果樹栽培を行うため増反するものです。</p> <p>12 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆79㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>13 番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆293㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>14 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆138㎡について、畑として耕作しているため増反するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
水島係長	説明いたします。8頁をご覧ください。 19番根知地区の件ですが、東中地内の2筆5,739㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;報告第4号 農地の潰廃届について&gt;</b> 報告第4号 農地の潰廃届について説明を求めます。
水島係長	説明いたします。9頁をご覧ください。 2番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆150㎡について、農機具格納庫敷地のための潰廃になります。地図No.1をご覧ください。申請地は、谷根橋付近の場所になります。申請人は、農業用倉庫を建築したいものです。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長	<p>&lt;報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt; 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。10頁をご覧ください。 802番青海地区の件ですが須沢地内の1筆255㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道須沢南部環状線沿いの場所になります。申請人は、田を嵩上げて、畑として耕作したいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt; 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。 3007番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆155㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道徳合中村線と県道仙納徳合線に挟まれた場所になります。譲渡人は労力不足により耕作する見込みがないため、隣接する農地の所有者に譲渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、</p>

	<p>第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3008番3009番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆148㎡、1筆608㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道中野口線近くの山間部の場所です。申請人は、各々の耕作の効率化を図るため交換したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>5029番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆460㎡について、住宅敷地及び道路敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、信越ポリマー(株)糸魚川西工場の西側の場所になります。申請人は、現在借家住まいのため、申請地を譲り受け、住宅建築敷地及び道路敷地としたいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(a)(住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5030番5031番西海地区の件ですが、関連しますので併せて説明いた</p>

します。平牛地内の2筆173㎡について、事業計画変更承認申請です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、糸魚川高校の南側の場所になります。当初計画者は昭和54年6月27日付け糸農地第5128号で許可された申請地について、当初住宅建築を予定していましたが、結婚により県外に居住し、新たに住宅を建築する必要がなくなったため、今回継承者に譲り渡したいものです。承継者は現在借家住まいのため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいもので、売買による所有権移転です。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5032番大野地区の件ですが、大野地内の3筆624㎡について、駐車場敷地のための、1年6か月間の賃借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、大野一般廃棄物最終処分場管理事務所近くの間所になります。申請人は、糸魚川市発注の環清第4号一般廃棄物最終処分場建設工事の工事用地（駐車場）として使用したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5033番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の1筆679㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道符古道線沿いの場所になります。譲渡人は、現在休耕状態である農地を今後利用する予定がなく、譲受人は許可後に申請地を造成し、宅地として販売したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5034番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆415㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道須沢後久2号線沿いの場所になります。申請人は、現在借家住まいであり、父親所有の申請地を借り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種

	<p>住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p>
議長 伊藤主査	<p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。説明いたします。14頁をご覧ください。</p> <p>67番青海地区の件ですが、須沢地内の6筆2,018㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p><b>日程第4＝その他</b></p>
議長	<p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p>

議長	<p>・ 9/30(月) 午前9:30～ 201・202 会議室</p> <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---